

平成30年 6 月

狛江市議会第 2 回定例会提出議案

提出議案

3

- 1 報告第1号 狛江市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて -3-
- 2 報告第2号 狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて -23-
- 3 報告第3号 狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて -29-
- 4 議案第29号 平成30年度狛江市一般会計補正予算（第1号） -33-
- 5 議案第30号 狛江市議会議員及び狛江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 -35-
- 6 議案第31号 狛江市介護予防・日常生活支援総合事業に関する条例の一部を改正する条例 -37-
- 7 議案第32号 狛江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 -39-
- 8 議案第33号 狛江市路上喫煙等の制限に関する条例の一部を改正する条例 -45-
- 9 議案第34号 （仮称）北部児童館新築工事（建築工事）請負契約について -47-
- 10 議案第35号 狛江市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託（覚東幹線分）契約について -49-
- 11 議案第36号 道路の廃止について -51-
- 12 同意第3号 狛江市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて -53-

報告第 1 号

狛江市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により，平成30年3月30日に次のとおり専決処分したので，同条第3項の規定により，これを報告し，承認を求める。

平成30年6月4日

報告者 狛江市長 高橋 都彦

専 決 処 分 書

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め
たので，地方自治法第179条第1項の規定に基づき，狛江市税条例等の一部を改正する
条例を別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月30日

狛江市税条例等の一部を改正する条例

(狛江市税条例の一部改正)

第 1 条 狛江市税条例（平成 3 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条中「第 48 条第 3 項」を「第 48 条第 5 項」に、「第 52 条」を「第 52 条第 1 項及び第 4 項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第 23 条第 1 項中「均等割」を「均等割額」に改め、同項中「所得割」を「所得割額」に改め、同項中「によって」を「により」に、「法人税割」を「法人税割額」に改め、同条第 3 項中「表の」を「表」に改め、「この節」の次に「(第 48 条第 10 項から第 12 項までを除く。)」を加える。

第 24 条第 1 項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に改め、同項第 2 号中「125 万円」を「135 万円」に改め、同条第 2 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に 10 万円を加算した金額」を加える。

第 31 条第 2 項中「当該」を「同表の」に改める。

第 34 条の 2 中「控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である」を加える。

第 36 条の 2 第 1 項中「の者」を「に掲げる者」に、「施行規則第 5 号の 4 様式（別表）」を「，施行規則第 5 号の 4 様式（別表）」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「特別控除額」の次に「(所得税法第 2 条第 1 項第 33 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加え、同条第 2 項中「によって」を「により」に、「第 2 条第 2 項ただし書」を「第 2 条第 4 項ただし書」に改め、同条第 4 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「施行規則第 5 号の 5 様式」を「，施行規則第 5 号の 5 様式」に改め、同条第 5 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「までに第 1 項」を「までに、同項」に改め、同条第 6 項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同条第 7 項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同条第 8 項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第 47 条の 3 中「(以下この節)」を「(次条第 1 項)」に改める。

第 47 条の 5 第 1 項中「においては」を「には」に改め、同項中「公的年金」を「公的年金等」に改め、同項中「以下この節」を「次条第 2 項」に改め、同条第 3 項中「，「前条第 1 項」とあるのは「第 47 条の 5 第 1 項」と」を「，「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と」に改める。

第 48 条第 1 項中「よる申告書」の次に「(第 10 項及び第 11 項において「納税申告

書」という。)を加え、同条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第48条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第52条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の

2 第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第52条に次の2項を加える。

- 5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第53条の7中「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改める。

第54条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

(製造たばこの区分)

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製

造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

- ア 紙巻たばこ
- イ 葉巻たばこ
- ウ パイプたばこ
- エ 刻みたばこ
- オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第93条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。), 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者, 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し, 消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は, 製造たばことみなして, この節の規定を適用する。この場合において, 特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は, 加熱式たばことする。

第94条第1項中「第92条第1項」を「第92条の2第1項」に改め, 「消費等」の次に「(以下この条及び第98条において「売渡し等」という。)」を加え, 同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え, 「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に, 「右欄」を「同表の右欄」に改め, 同項後段を削り, 同項の表中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に, 「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め, 同条第4項中「前項」を「前2項」に改め, 「関し,」の次に「第4項の」を, 「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え, 同項を同条第6項とし, 同条第3項中「前項」を「第2項」に改め, 「たばこの重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え, 「場合の」を「場合又は第3項1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に, 「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に, 「同欄に掲げる」を「第92条に掲げる」に, 「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め, 同項を同条第4項とし, 同項の次に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第94条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本のコストに相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第94条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算す

る方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のコストに相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第95条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第96条第3項中「第92条」を「第92条の2」に改める。

第98条第1項中「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

付則第3条の2第1項中「第48条第3項」を「第48条第5項」に改め、「(昭和32年法律第26号)」を削り、同条第2項中「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

付則第4条第1項中「第52条に」を「第52条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

付則第5条第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

付則第10条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、同条第14項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第19項とし、同条中第13項を第17項とし、同項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は、0とする。

付則第10条の2中第12項を第16項とし、第11項を第15項とし、第10項を第14項とし、同条第9項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第8項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第7項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第5項の次に次の5項を加える。

6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市の条

例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

付則第10条の3第3項を削り、同条第4項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、「第7条第1項の」の次に「規定の」を加え、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項を同条第11項とし、同条に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成

18 年政令第 379 号) 第 5 条第 3 号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第 4 号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

付則第 11 条の見出し中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同条第 6 号中「にあつては」を「には」に改める。

付則第 11 条の 2 の見出し中「平成 28 年度又は平成 29 年度」を「平成 31 年度又は平成 32 年度」に改め、同条第 1 項中「平成 28 年度分又は平成 29 年度分」を「平成 31 年度分又は平成 32 年度分」に改め、同条第 2 項中「平成 28 年度適用土地」を「平成 31 年度適用土地」に、「平成 28 年度類似適用土地」を「平成 31 年度類似適用土地」に、「平成 29 年度分」を「平成 32 年度分」に改める。

付則第 12 条の前の見出し中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同条第 1 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、「地方税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（以下「平成 26 年改正前の法」という。）」を削り、同条第 2 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、「平成 26 年改正前の」を削り、「にあつては」を「には」に改め、同条第 3 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、「平成 26 年改正前の」を削り、「にあつては」を「には」に改め、同条第 4 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、「平成 26 年改正前の」を削り、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第 5 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、「平成 26 年改正前の」を削る。

付則第 12 条の 2 中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 17 号）附則第 10 条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）附則第 22 条」に、「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、「第 18 条の 3」の次に「(法附則第 21 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加える。

付則第 13 条の見出し中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同条第 1 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、「平成 26 年改正前の」を削る。

付則第 13 条の 2 の前の見出し中「昭和 47 年度」を「平成 6 年度」に改める。

付則第 13 条の 3 第 1 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度か

ら平成 32 年度まで」に改め、「平成 26 年改正前の」を削り、同条第 2 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、「平成 26 年改正前の」を削り、「にあつては」を「には」に改める。

付則第 15 条第 1 項中「平成 26 年改正前の」を削り、「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同条第 2 項中「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 33 年 3 月 31 日」に改める。

付則第 17 条の 2 第 3 項中「第 37 条の 7」を「第 37 条の 6」に、「第 37 条の 9 の 4 又は第 37 条の 9 の 5」を「第 37 条の 8 又は第 37 条の 9」に改める。

第 2 条 狛江市税条例の一部を次のように改正する。

第 94 条第 3 項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

付則第 10 条の 2 第 16 項中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改め、同条第 17 項中「附則第 15 条第 45 項」を「附則第 15 条第 44 項」に改め、同条第 18 項中「附則第 15 条第 47 項」を「附則第 15 条第 46 項」に改める。

第 3 条 狛江市税条例の一部を次のように改正する。

第 94 条第 3 項中「0.6」を「0.4」に、「0.4 を」を「0.6 を」に改め、同項第 3 号中「附則第 48 条第 1 項第 1 号」を「附則第 48 条第 1 項第 2 号」に改める。

第 95 条中「5,692 円」を「6,122 円」に改める。

第 4 条 狛江市税条例の一部を次のように改正する。

第 94 条第 3 項中「0.4 を」を「0.2 を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第 3 号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 7 号）附則第 48 条第 1 項第 2 号に定める」を「たばこ税法（昭和 59 年法律第 72 号）第 11 条第 1 項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和 59 年法律第 72 号）」及び「法第 467 条」を削る。

第 95 条中「6,122 円」を「6,552 円」に改める。

第 5 条 狛江市税条例の一部を次のように改正する。

第 93 条の 2 中「及び次条第 3 項第 1 号」を削る。

第 94 条第 3 項中「第 1 号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に 0.2 を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第 2 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.8 を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第 3 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.8 を乗じて計算した」を削り、同項第 1 号を削り、同項第 2 号を同項第 1 号とし、同項第 3 号を同項第 2 号とし、同条第 4 項中「又は第 3 項第 1 号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第 5 項中「第 3 項第 2 号」を「第 3 項第 1 号」に改め、同条第 7 項中「第 3 項第 3 号」を「第 3 項第 2 号」に改め、同条第 8 項中「第 3 項第 3 号ア」を「第 3 項第 2 号ア」に改め、同条第 9 項を削り、同条第 10 項を同条第 9 項とする。

（狛江市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 6 条 狛江市税条例の一部を改正する条例（平成 27 年条例第 21 号）の一部を次のよ

うに改正する。

付則第5条第2項中「新条例」を「市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第92条第1項」を「市税条例第92条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中市税条例第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第93条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第94条から第96条まで及び第98条の改正規定並びに第6条並びに付則第5条から第7条までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中市税条例第24条第2項の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)及び同条例第36条の2第1項の改正規定並びに同条例付則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び付則第4条の規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条中市税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに付則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例付則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに付則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定 平成34年10月1日
- (10) 第1条中市税条例付則第10条の2第13項を同条第17項とし、同項の次に1項を加える改正規定(同条第18項に係る部分に限る。) 生産性向上特別措置法(平成30年法律第 号)の施行の日
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の市税条例（次項及び次条第1項において「新条例」という。）第52条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

4 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。次条において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約によ

り機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第9条第1項及び第11条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(市税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第21号)付則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(付則第1条第1号に掲げる規定による改正後の市税条例(第4項及び第5項において「30年新条例」という。)第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第9条第1項及び第11条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号。附則第9条第2項及び第11条第2項において「平成30年改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規

定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる 30 年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 19 条	第 98 条第 1 項若しくは第 2 項,	狛江市税条例等の一部を改正する条例（平成 30 年条例第 17 号。以下この条及び第 2 章第 4 節において「平成 30 年改正条例」という。）付則第 6 条第 3 項,
第 19 条第 2 号	第 98 条第 1 項若しくは第 2 項	平成 30 年改正条例付則第 6 条第 2 項
第 19 条第 3 号	第 81 条の 6 第 1 項の申告書, 第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書でその提出期限	平成 30 年改正条例付則第 6 条第 3 項の納期限
第 98 条第 4 項	施行規則第 34 号の 2 の様式又は第 34 号の 2 の 2 の様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 24 号）別記第 2 号様式
第 98 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例付則第 6 条第 3 項
第 100 条の 2 第 1 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例付則第 6 条第 2 項
	当該各項	同項
第 101 条第 2 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例付則第 6 条第 3 項

5 30 年新条例第 99 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 16 条の 2 の 5 又は第 16 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 16 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第 1 項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置）

第 7 条 平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日までの間における前条第 4 項の規定の適用については、同項の表第 19 条第 3 号の項中「第 81 条の 6 第 1 項の申告

書，第 98 条第 1 項」とあるのは，「第 98 条第 1 項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第 8 条 別段の定めがあるものを除き，付則第 1 条第 6 号に掲げる規定の施行の日前に課した，又は課すべきであった市たばこ税については，なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第 9 条 平成 32 年 10 月 1 日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において，これらの者が所得税法等改正法附則第 51 条第 9 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは，これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所，これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして，市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は，当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし，当該市たばこ税の税率は，1,000 本につき 430 円とする。

2 前項に規定する者は，同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに，平成 30 年改正規則別記第 2 号様式による申告書を平成 32 年 11 月 2 日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は，平成 33 年 3 月 31 日までに，その申告に係る税金を施行規則第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第 1 項の規定により市たばこ税を課する場合には，前 3 項に規定するもののほか，第 3 条の規定による改正後の市税条例（以下この項及び次項において「32 年新条例」という。）第 19 条，第 98 条第 4 項及び第 5 項，第 100 条の 2 並びに第 101 条の規定を適用する。この場合において，次の表の左欄に掲げる 32 年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 19 条	第 98 条第 1 項若しくは第 2 項，	狛江市税条例等の一部を改正する条例（平成 30 年条例第 17 号。以下この条及び第 2 章第 4 節において「平成 30 年改正条例」という。）付則第 9 条第 3 項，
第 19 条第 2 号	第 98 条第 1 項若しくは第 2 項	平成 30 年改正条例付則第 9 条第 2 項
第 19 条第 3 号	第 81 条の 6 第 1 項の申告書，第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申	平成 30 年改正条例付則第 9 条第 3 項の納期限

	告書又は第 139 条第 1 項の申告書でその提出期限	
第 98 条第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 25 号）別記第 2 号様式
第 98 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例付則第 9 条第 3 項
第 100 条の 2 第 1 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例付則第 9 条第 2 項
	当該各項	同項
第 101 条第 2 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例付則第 9 条第 3 項

5 32 年新条例第 99 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 16 条の 2 の 5 又は第 16 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 16 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第 1 項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（市たばこ税に関する経過措置）

第 10 条 別段の定めがあるものを除き、付則第 1 条第 8 号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第 11 条 平成 33 年 10 月 1 日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 51 条第 11 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市た

ばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項,	狛江市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第17号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）付則第11条第3項,
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例付則第11条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書,第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例付則第11条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2の様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第11条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第11条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第11条第3項

- 5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業

者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 16 条の 2 の 5 又は第 16 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 16 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第 1 項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）の施行に伴う所要の改正をするため。

報告第 2 号

狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により，平成30年3月30日に次のとおり専決処分したので，同条第3項の規定により，これを報告し，承認を求める。

平成30年6月4日

報告者 狛江市長 高橋 都彦

専 決 処 分 書

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めただので，地方自治法第179条第1項の規定に基づき，狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月30日

狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例

(狛江市都市計画税条例の一部改正)

第 1 条 狛江市都市計画税条例（平成 3 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

付則第 17 項を付則第 18 項とする。

付則第 16 項中「第 17 項」の次に「，第 18 項，第 20 項」を加え，「若しくは第 45 項」を「，第 45 項若しくは第 48 項」に改め，同項を付則第 17 項とする。

付則第 15 項中「付則第 5 項及び第 7 項」を「付則第 6 項及び第 8 項」に，「付則第 5 項及び第 8 項」を「付則第 6 項及び第 9 項」に，「付則第 6 項，第 8 項及び第 9 項」を「付則第 7 項，第 9 項及び第 10 項」に，「付則第 8 項から第 10 項まで」を「付則第 9 項から第 11 項まで」に，「付則第 10 項」を「付則第 11 項」に，「付則第 11 項から第 13 項まで」を「付則第 12 項から第 14 項まで」に，「付則第 12 項」を「付則第 13 項」に改め，同項を付則第 16 項とする。

付則第 14 項中「第 18 条の 3」の次に「（法附則第 21 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を，「第 25 条の 3」の次に「（法附則第 27 条の 4 の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え，同項を付則第 15 項とする。

付則第 13 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に，「にあっては」を「には」に改め，同項を付則第 14 項とする。

付則第 12 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め，同項を付則第 13 項とし，付則第 11 項を付則第 12 項とする。

付則第 10 項（見出しを含む。）中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め，同項を付則第 11 項とする。

付則第 9 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に，「第 5 項」を「付則第 6 項」に改め，同項を付則第 10 項とする。

付則第 8 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に，「第 5 項」を「付則第 6 項」に改め，同項を付則第 9 項とする。

付則第 7 項中「第 5 項」を「付則第 6 項」に，「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に，「にあっては」を「には」に改め，同項を付則第 8 項とする。

付則第 6 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に，「にあっては」を「には」に改め，同項を付則第 7 項とする。

付則第5項の前の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度までの」に改め、同項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を付則第6項とし、付則第4項の次に次の1項を加える。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

5 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

第2条 狛江市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

付則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、付則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、付則第17項中「第44項、第45項」を「第43項、第44項」に、「第48項」を「第47項」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 平成31年4月1日

(2) 付則第16項の改正規定（「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改める部分に限る。） 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年法律第22号）の施行の日

(経過措置)

2 この条例による改正後の狛江市都市計画税条例の規定は、平成30年度以後

の年度分の都市計画税について適用し，平成29年度分までの都市計画税については，なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）の施行に伴う必要の改正をするため。

報告第 3 号

狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により，平成30年3月30日に次のとおり専決処分したので，同条第3項の規定により，これを報告し，承認を求める。

平成30年6月4日

報告者 狛江市長 高橋 都彦

専 決 処 分 書

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めただので，地方自治法第179条第1項の規定に基づき，狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月30日

狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

狛江市国民健康保険税条例（平成6年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「54万円」を「58万円」に改める。

第20条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第2号中「27万円」を「27万5千円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第21条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の狛江市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）の施行に伴う所要の改正をするため。

議案第 29 号

平成30年度狛江市一般会計補正予算（第1号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成30年6月4日

提出者 狛江市長 高橋 都彦

提案理由

一般会計予算を補正する必要があるため。

議案第 30 号

狛江市議会議員及び狛江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年6月4日

提出者 狛江市長 高橋 都彦

狛江市議会議員及び狛江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例

狛江市議会議員及び狛江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
(平成6年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「狛江市長の選挙の場合に限る。」を削る。

第6条中「(狛江市長の選挙の場合に限る。)」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の狛江市議会議員及び狛江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案理由

公職選挙法(昭和25年法律第100号)の改正に伴い、市議会議員の選挙におけるビラの作成費用を公費負担とするため。

議案第 31 号

狛江市介護予防・日常生活支援総合事業に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年6月4日

提出者 狛江市長 高橋 都彦

狛江市介護予防・日常生活支援総合事業に関する条例の一部を改正する条例

狛江市介護予防・日常生活支援総合事業に関する条例（平成28年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「（利用料）」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「以下同じ。）」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。）」を加え、同項中「160万円以上である者が受ける第1号事業の利用について前項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の10」とあるのは、「100分の20」とする」を「160万円以上であり、かつ、当該第1号事業利用者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第1号被保険者について、当該第1号事業を利用した日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び同年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額が346万円（当該世帯に他の世帯員である第1号被保険者がいない場合にあつては、280万円）以上の者が受ける第1号事業の利用について前項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の10」とあるのは、「100分の20」とする」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同条に次の2項を加える。

3 前項において、合計所得金額が220万円以上であり、かつ、当該第1号事業利用者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第1号被保険者について、当該第1号事業を利用した日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び同年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額が463万円（当該世帯に他の世帯員である第1号被保険者がいない場合にあつては、340万円）以上の者が受ける第1号事業の利用について第1項の規定を適用する場

合においては、同項中「100分の10」とあるのは、「100分の30」とする。

4 前2項の規定に関わらず、当該第1号事業利用者が次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、利用料を100分の10とする。

(1) 当該第1号事業利用者が当該第1号事業を利用した日の属する年度（当該第1号事業を利用した日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）を課されていない者又は狛江市税条例（平成3年条例第5号）で定めるところにより市民税を免除された者である場合

(2) 当該第1号事業利用者が第1号事業を利用した日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条第3項又は第25条第1項の規定により被保護者として決定されている場合

第12条第3項中「柱書本文」を削り、同項ただし書を削り、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第10条第3項に規定する者が受けられる第1号事業に係る支給について第2項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の狛江市介護予防・日常生活支援総合事業に関する条例第10条及び第12条の規定は、この条例の施行の日以後に利用する事業に係る利用料及び事業支給費について適用し、施行日前に利用された事業については、なお従前の例による。

提案理由

介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第56号）及び地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）の施行に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 32 号

狛江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年6月4日

提出者 狛江市長 高橋 都彦

狛江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

狛江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成13年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条、第6条第1項、第7条及び第8条第1項中「及び別表第3」を「，別表第3及び別表第4」に改める。

第9条第2項中「法第52条第5項」を「同条第7項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 建築物の敷地が計画地区（当該地区計画区域の外の地区計画区域における地区整備計画区域の場合も含む。）の2以上にわたる場合においては、各計画地区に係る第5条の規定による制限を、当該建築物の当該制限を受ける各計画地区内にある部分に係る法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率の限度とみなして、同条第2項の規定を適用する。

第9条の次に次の1条を加える。

（建築物の敷地が地区整備計画に定められている区域の内外にわたる場合の措置）

第9条の2 建築物の敷地が第2条に規定する区域の外と一の計画地区にわたる場合における第3条又は第6条第1項の規定の適用については、当該建築物又はその敷地の全部についてこれらの規定を適用する。

2 建築物の敷地が第2条に規定する区域の外と一の計画地区にわたる場合においては、第4条第1項の規定による制限を、当該建築物の当該制限を受ける計画地区内にある部分に係る法第52条第1項の規定による建築物の容積率の限度とみなして、同条第7項の規定を適用する。

3 建築物の敷地が第2条に規定する区域の外と一の計画地区にわたる場合においては、第5条の規定による制限を、当該建築物の当該制限を受ける計画地区内にある部分に係る法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率の限度とみなして、同条第2項の規定を適用する。

4 建築物の敷地が第2条に規定する区域の外と第7条及び第8条の規定による制限を受ける計画地区にわたる場合においては、これらの規定による制限を受

ける計画地区内に存するその建築物の部分又はその敷地の部分についてこれらの規定をそれぞれ適用する。

第11条中「又は第4条第1項」を「, 第4条第1項又は第7条」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

番号	名称	区域
1	調布都市計画東野川四丁目地区地区整備計画区域	調布都市計画東野川四丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
2	調布都市計画多摩川住宅地区地区整備計画区域	調布都市計画多摩川住宅地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
3	調布都市計画岩戸北二丁目周辺地区地区整備計画区域	調布都市計画岩戸北二丁目周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4 (第3条, 第6条-第8条関係)

調布都市計画岩戸北二丁目周辺地区地区整備計画区域

計画地区の区分	地域交流地区	幹線道路沿道地区	中高層住宅地区Ⅰ	中高層住宅地区Ⅱ
建築物の用途の制限	1 工場 2 倉庫業を営む倉庫	1 工場 2 トランクルーム 3 ホテル又は旅館 4 自動車教習所 5 畜舎(15㎡を超えるもの) 6 墓地, 埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第6項に規定する納骨堂の用に供するもの	—	—
建築物の敷地面積の最低限	—	70平方メートル	1 一戸建ての住宅又は二戸長屋は100平方メートルとする。 2 前項以外の建築物は3,000平方メ	

度			ートルとする。	
壁面の位置の制限	—	<p>1 岩戸北二丁目周辺地区地区計画図3に示す1号壁面線が定められている部分における建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は、道路境界線から4.0メートル以上とする。</p> <p>2 岩戸二丁目周辺地区地区計画図3に示す3号壁面線が定められている部分における建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は、道路境界線から0.5メートル以上とする。</p>	<p>1 岩戸北二丁目周辺地区地区計画図3に示す2号壁面線が定められている部分における建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は、道路境界線から3.0メートル以上とする。</p> <p>2 前項の規定の施行の際、現に存する建築物又は建築物の部分で、次のいずれかに該当するものは、同項の規定を適用しない。</p> <p>(1) 区画道路に面して設けられた共同住宅の駐車場ゲート</p> <p>(2) 隣地のプライバシー等への配慮を目的として設ける柵</p>	<p>1 岩戸北二丁目周辺地区地区計画図3に示す1号壁面線が定められている部分における建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は、道路境界線から4.0メートル以上とする。</p> <p>2 前項の規定の施行の際、現に存する建築物又は建築物の部分で、次のいずれかに該当するものは、同項の規定を適用しない。</p> <p>(1) 区画道路に面して設けられた共同住宅の駐車場ゲート</p> <p>(2) 隣地のプライバシー等への配慮を目的として設ける柵</p>

			(3) 前2号に規定する現に存する建築物又は建築物の部分について、規則に規定する範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をするもの	(3) 電気室、受水槽室その他これらに類する用途に供する附属建築物 (4) 共同住宅の玄関ホール (5) 大規模研究施設建築物で、区画道路に面するもの (6) 前各号に規定する現に存する建築物又は建築物の部分について、規則に規定する範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をするもの
建築物の 高さの最 高限度	—	1 建築物の高さは20メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の0.6倍に5メート	岩戸北二丁目周辺地区地区計画図3建築物等の高さの最高限度を定める区域における建築物等の高さの最高限度は、前面道路の反対側の境界線からの水平距離が15メートル以内の区域においては高さ15メートル以下、前面道路の反対側の境界線から	岩戸北二丁目周辺地区地区計画図3建築物等の高さの最高限度を定める区域における建築物等の高さの最高限度は、前面道路の反対側の境界線からの水平距離が15メートル以内の区域においては高さ12メートル以下、前面道路の反対側の境界線から

		ルを加えたもの以下とする。	の水平距離が15メートルを超え20メートル以内の区域においては高さ18メートル以下とする。	の水平距離が15メートルを超え20メートル以内の区域においては高さ15メートル以下とする。
--	--	---------------	---	---

付 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

調布都市計画岩戸北二丁目周辺地区地区計画の決定に伴い，地区整備計画区域を加えるため。

議案第 33 号

狛江市路上喫煙等の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年 6 月 4 日

提出者 狛江市長 高橋 都彦

狛江市路上喫煙等の制限に関する条例の一部を改正する条例

狛江市路上喫煙等の制限に関する条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) たばこ 葉たばこを原料の全部又は一部とし、喫煙用に供し得る状態に製造されたものをいう。

(5) 加熱式たばこ たばこのうち火を使用せずに加熱により発生した蒸気を吸引するものをいう。

第11条を次のように改める。

(勧告)

第11条 市長は、次のいずれかに該当する者に対して必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(1) 重点地区内において前条第1号に規定する者に対して行った指導に従わない者

(2) 前条第3号に規定する者に対して行った指導に従わない者

(3) 前条第4号に規定する者に対して行った指導に従わない者

第12条中「啓発、指導」の次に「、勧告、過料処分」を加える。

本則に次の1条を加える。

(罰則)

第14条 第11条第1号又は第2号の規定による勧告を受けた者（加熱式たばこを吸っていた場合を除く。）がこれに従わないときは、2万円以下の過料に処する。

付則第3項中「この条例の施行後3年を経過した場合において、」を「加熱式たばこの健康被害にかかる科学的知見の進展状況に応じて」に、「適正な管理が行われていない吸い殻入れの是正」を「加熱式たばこの規制方法の変更」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条を加える改正規定は、平成31年1月1日から施行する。

提案理由

勧告に従わない者に対する罰則を加える等の改正を行うため。

議案第 34 号

(仮称) 北部児童館新築工事 (建築工事) 請負契約について

上記の議案について、下記のとおり契約を締結することにつき、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 (仮称) 北部児童館新築工事 (建築工事)
- 2 工事の場所 狛江市和泉本町三丁目 1153 番 7 (地番)
- 3 工事概要 建築工事
以下の新築工事一式
建築工事
構造・規模 : 鉄骨造・地上 2 階建て
建築面積 : 502.70 m²
延床面積 : 846.43 m²
主要諸室 :
1 階 玄関ホール, 遊戯室, 集会室 A・B, ひろば・授乳コーナー,
図書室, フリースペース, 事務室, 打合せ室, 相談室
2 階 育成室, 中高生室, 防音室, 更衣室 (男・女), リソース室,
倉庫・教材室, 機械室
その他外構工事
- 4 契約金額 金 ●●●●●●●●●●円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ●●●●●●●●円)
- 5 契約の方法 制限付一般競争入札
- 6 契約の相手方 ●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●
●● ●●●●●●

平成 30 年 6 月 4 日

提出者 狛江市長 高橋 都彦

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和 39 年条例第 3 号) 第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるため。

議案第 35 号

狛江市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託（覚東幹線分）契約について

上記の議案について、下記のとおり契約を締結することにつき、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 狛江市公共下水道事業の一部を委託するため
- 2 委託概要 下水道管渠地震対策工事（覚東幹線）に係る業務委託
- 3 契約金額 金 250,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 4 契約の種類 国（公社，公団を含む。），地方公共団体その他公法人又は公益法人を相手方とする契約
- 5 契約の相手方 東京都八王子市子安町四丁目7番1号
公益財団法人 東京都都市づくり公社
理事長 大原 正行

平成 30 年 6 月 4 日

提出者 狛江市長 高橋 都彦

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第3号）第2条の規定により、議会の議決を求めるため。

議案第 36 号

道路の廃止について

道路の廃止につき、下記道路調書のとおり議会の議決を求める。

記

道路調書

路線番号	起 点	終 点	幅 員 (m)	延 長 (m)
市道 第799号線	和泉本町三丁目 1152-3番地	和泉本町三丁目 1151-2番地	2.73	43.60

平成30年6月4日

提出者 狛江市長 高橋 都彦

提案理由

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、市道を廃止するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるため。

同意第 3 号

狛江市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を，教育委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都狛江市岩戸北三丁目 9 番 9 - 503号
氏名・年齢	鈴木 晃子 ・ 50歳

平成30年 6 月 4 日

提出者 狛江市長 高橋 都彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により，議会の同意を求める。